

# 安心して子育てができるまちづくりを推進します

## 保育園の待機児童解消の取り組みを拡充

### 東五軒町保育園 園児募集

区は、待機児童を解消するために、保育園の定員の拡大や認証保育所の整備等で受け入れ枠を拡大してきましたが、21年4月現在、待機児童は70名となっています。

引き続き、定員の拡大や地域の保育需要に見合うさまざまな保育サービスを提供し、待機児童の解消につなげていきます。今回は、その概要をお知らせします。

【問合せ】保育課保育係（本庁舎2階）☎(5273) 4525へ。



▼高田馬場第一保育園・中落合第一保育園は、施設の建て替え後、社会福祉法人が運営します。それぞれ、22年4月と23年4月に私立認可保育園として開設し、受け入れ定員の拡充や特別保育等を充実させます。

●認可保育園の新設

新たに認可保育園を開設し、受け入れ枠を拡大します。

▼大京町材料置場の一部を社会福祉法人に貸し出し、23年度中に私立認可保育園を開設します。

### 保育園の定員の拡充

施設の状態などを考慮し、定員の見直し等を行います。

●信濃町保育園分園を23年3月まで暫定的に開設します（0歳児10名、1歳・2歳児各20名、計50名）

●21年6月に東五軒町保育園の1歳児の定員を拡大します（10名→13名）

●区立保育園の定員を、地域の実態に配慮しながら拡充していきます。

### 定員の拡充等

老朽化した保育園の改築に合わせ、定員の見直しや病後児保育・一時保育専用の保育室の設置など、保育サービスを充実させます。

## 住民基本台帳カードが変わりました

4月20日から、新しい住民基本台帳カードに変わり、ICチップ内に、カード表面に記載されている情報（氏名・住所・生年月日・性別・有効期限・顔写真を記録することになりました。ICチップ内の情報とカード表面に記載されている情報を比べることで、的確な本人確認ができるので、カードの偽造・変造防止に役立ちます。

すでに発行した住民基本台帳カードも、今までどおりご利用いただけます。

【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎(5273) 3601へ。



▲新しいカードのデザイン

## 次世代育成協議会 区民委員を募集

同協議会（区民の方、学識経験者、地域活動団体の方、教育・保健・福祉等の関係者、事業者、労働組合の組合員等で構成）では、区民の皆さんが安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するために協議しています。

【対象】区内在住の方、3名

【任期】6月下旬～23年6月

【報酬】主に平日の日に開催する協議会（年3回）、部会（年3～5回程度）に出席の都度、1万円

【申込み】「子どもが生き生き育つまち」をテーマとした作文（日本語で800～1000字）と、作文とは別の用紙に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を記入し、5月15日（金）までに子ども家庭課企画係（〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）☎(5273) 4260へ郵送（必着）またはお持ちください。選考結果は6月上旬に応募者全員にお知らせします。作文は返却しません。選考以外の目的には使用しません。

# ひとり親（母子・父子）家庭等の福祉制度のご利用を

区ではひとり親家庭の生活支援、就業支援、経済的支援等を行っています。制度をご利用ください。

【問合せ】子どもサービス課育成支援係（本庁舎2階）☎(5273) 4558へ。

### 家事や育児で手伝いが必要なとき

事業名	内容
家事・育児サポート	<p>残業・出張や資格取得のための通学で児童の世話ができないときや、保護者自身や児童の病気やけがで家事・育児の手伝いが必要なときなどに、一時的にホームヘルパーやベビーシッターを頼めます。利用の前に登録が必要です。</p> <p>【時間】午前7時～午後10時の間で2時間以上8時間未満</p> <p>【費用】所得に応じて利用料金が掛かります。</p>

### 仕事を探しているとき 仕事に役立つ資格を取りたいとき

事業名	内容
ひとり親家庭自立促進事業	<p>自立・就労支援のために資格・技術取得の情報提供・職業訓練校の紹介・ハローワークへの付き添いや履歴書等の書き方、面接訓練等の相談・カウンセリングを行います。</p> <p>【助成金】児童扶養手当を受けているか、同様の所得水準にある方を対象に、指定訓練講座を受講し修了したときに、講座受講料の40%相当額を支給する制度や、看護師・介護福祉士・保育士などの国家資格取得のため、2年以上の養成機関で修業している場合、修業期間の最後の2分の1に相当する期間（上限18か月）に訓練促進費を支給する制度があります。ご相談ください。</p>

### ひとり親家庭が受けられる手当

いずれも所得制限があります。手当の支給は申請の翌月からです。

種別	対象	内容
児童育成手当	(1) 育成手当	<p>次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している方。①父母が離婚した、②父または母が死亡・生死不明・障害（身体障害者手帳1～2級程度）の状態にあるか、法令により引き続き1年以上拘禁されている、③父または母に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生（父の扶養がある場合を除く）である</p> <p>児童1人に付き月額13,500円</p>
	(2) 障害手当	<p>心身に障害（愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～2級程度、脳性まひ、進行性筋萎縮症）がある20歳未満の児童を養育している方</p> <p>児童1人に付き月額15,500円</p>
児童扶養手当	児童扶養手当	<p>次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している母または養育者の方。①父母が離婚した、②父が死亡・生死不明または法令により引き続き1年以上拘禁されているか、政令で定める程度の障害の状態にある、③父に引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生（父の扶養がある場合を除く）である</p> <p>所得に応じて月額41,720円～9,850円。児童が2人以上のときは、第2子は5,000円、第3子以降は3,000円を加算します。</p>
	特別児童扶養手当	<p>身体障害者手帳1～3級程度、愛の手帳1～3度程度の障害、日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病・精神障害がある20歳未満の児童を養育している方</p> <p>障害の程度により、月額50,750円または月額33,800円</p>

### その他の制度

事業名	対象	内容
ひとり親家庭の医療費助成	<p>次のいずれかに該当し、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（児童に中度以上の障害がある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方。①父母が離婚した、②父または母が死亡・生死不明または法令により引き続き1年以上拘禁されているか、重度の障害の状態にある、③父または母に、引き続き1年以上遺棄されている、④婚姻によらない出生（父の扶養がある場合を除く）である</p>	<p>医療機関で健康保険による診療を受けた場合に、窓口で支払う自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を申請日から助成します。所得制限があります。</p>
貸付 母子福祉資金	<p>都区内に6か月以上お住まいの母子家庭の母等で、20歳未満の子どもを扶養している方</p>	<p>就学・就職などで資金が必要な場合に貸し付けます。貸し付け内容ごとに限度額があります。審査がありますので、子どもサービス課育成支援係にご相談ください。</p>
ひとり親家庭休養ホーム	<p>ひとり親家庭の親と20歳未満の子ども</p>	<p>ひとり親家庭のレクリエーションのために、無料または低額な料金で指定の宿泊施設（JTB契約施設）と日帰り施設（東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、ナムコ・ナンジャタウン、よみうりランド、横浜・八景島シーパラダイス）を利用できます。子どもサービス課育成支援係で利用券をお渡しします。親のみ、子どものみでの利用はできません。</p>